

建築情報システム高度化促進事業を実施する者の公募について

令和3年3月30日
国土交通省住宅局長 和田 信貴

次のとおり、建築情報システム高度化促進事業を実施する者を公募します。

1. 事業概要

(1) 事業名

建築情報システム高度化促進事業

(2) 事業の目的

建築関係手続きのオンライン化を促進することを目的とする。

(3) 事業内容

①行政庁又は民間検査機関において電子的に建築関係手続きを行うことを可能とする安価で汎用性の高いシステム等の試用及び試用を踏まえたシステムの開発を行う。

1. 電子申請サイト

受付機関の紹介を行える電子申請ポータルとしての機能及び電子申請受付システムソフトダウンロード機能を有するサイト

2. 電子申請受付システム

指定確認検査機関等において、図書受け取り、図書補正履歴記録及び申請者との連絡履歴記録が行えるシステム

※なお、各行政庁又は民間検査機関における上記システム等を利用して電子的に受け付けた申請図書の保存の機能は、上記システム等とは独立させること。

②システムの導入を検討する行政庁・民間検査機関を対象とした講習会の開催

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和3年4月中旬 ～ 令和4年3月11日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(4)の全てを満たす者。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・ 本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。
- ・ その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

- ・ 建築関係法令の内容を熟知し、設計、審査等の実態に精通しており、建築関係手続きに係るシステム開発において効率的な実施体制を備えている等事業を的確に遂行する能力を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

- ・ 本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。
- ・ 本事業の実施にあたって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。

- (4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件
- ・ 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省住宅局建築指導課 山田
電話 03-5253-8111(内線 39538) ファクシミリ 03-5253-1630
電子メール yamada-t2hg@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間 令和3年3月30日から令和3年4月13日まで
- ② 場所 上記担当部局
- ③ 方法 説明書の交付を希望する場合は、予め上記担当部局まで事前連絡を行い、電子メール等により交付。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限 令和3年4月13日18時00分まで（必着）
- ② 場所 上記担当部局
- ③ 方法 上記担当部局へ郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電子メールの場合は1部。（電子メールの場合には着信を確認すること。）
なお、電子メールで提出する場合は以下によること。
 - ・ 公印等の押印は省略することを可能とし、押印を省略する場合は、当該文書の真正性を担保するため以下に従うこと。
 - ①申請の担当者を複数名含めた送信とすること
 - ②メール件名または文中に、本補助事業への応募申請である旨を明記すること※①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。
 - ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Just System 一太郎 11」「Microsoft Word 2016」「Microsoft Excel 2016」
「Adobe Acrobat Reader DC」の以前の形式に限る。
 - ・ ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. 補助金交付候補者の選定方法

建築情報システム高度化促進事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書が無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなか

った申込書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を、提案書を提出する際に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。